

大連市人民政府弁公庁文件

大政弁発[2007]90号

大連市人民政府弁公庁が印刷配布する国内労務派遣雇用を更に規律 正しくすることに関する管理規定通知

各区、市、県人民政府、各先導区管理委員会、市政府各関連部門、各関係者：

市政府の同意を通じて、現在《国内労務派遣雇用を更に規律正しくすることに関する管理規定》を皆様に印刷配布する。真面目に遂行のこと。

二〇〇七年七月四日

国内労務派遣雇用を更に規律正しくすることに関する管理規定

国内労務派遣行為を更に規律正しくすることに関して、法律違反雇用行為を処罰する力を増大し、被派遣労働者の合法的權益を擁護し、調和のとれた安定的労働関係を構築させるため、《中華人民共和国労働法》、《中華人民共和国安全生産法》、国務院の《社会保険費徴収暫定条例》（国務院令第259号發布）、《国務院就業再就業を更に強化する業務に関する通知》（国発〔2005〕36号）等関連法律法規及び文書規定に基づき、現在国内労務派遣（以下労務派遣と略する）雇用管理に関して、次の通り規範規定する：

一、労務派遣行為の厳格な規範化

（一）労務派遣は派遣先と労働関係ある労働者を使用先に派遣し、生産労働に従事する行為を指す。

（二）労務派遣は臨時的、補助的或いは代替的な職場で実施すべきである。

（三）労務派遣先は学校に在学中である学生を募集し、使用先に派遣して、実習活動に従事させてはならない。

二、法律に依拠した労務派遣協議の締結

（四）労務派遣先は労働者を派遣する場合は、必ず使用先と労務派遣協議を締結しなければならない。労務派遣の仕事内容、職種（職場）、人員数量、労働条件、技能等級要求、労働の安全衛生、派遣期間、労務費用（被派遣労働者の給料、労務派遣先が納める社会保険費用、福利待遇費用および関連する労務管理サービス料を含む）を受取る基準と精算方法及び協議違反の責任等の事項を明確にし、被派遣労働者人員の名簿或いは変更人

員の名簿を付け加える。職業病の危害発生の可能性に対し、労務派遣協議の中で明確に記載すること。

(五)使用先は仕事職場での実際の需要に基づき、労務派遣先と派遣期間を確定し、連続する雇用期間を数回の短期労務派遣協議に分割して締結してはならない。

三、法律に依拠した書面労働契約の締結

(六)労務派遣先は必ず法定労働年齢内の労働者を募集し、書面形式で労働契約を締結しなければならない。労務派遣先、被派遣労働者、使用先は其々1部ずつ保有する。労働契約の中で法定事項を明確に記載すべき他、被派遣労働者の使用先(使用先の押印が必要)、派遣期間、職場等の状況を明確に記載する。労働契約を締結する際に、労務派遣先は労務派遣協議の中で被派遣労働者に関連する内容を労働者に告知すること。労務派遣先と使用先は被派遣労働者から費用を徴収してはならない。

(七)労務派遣先は規定に違反し、労働者と労働契約を締結しない場合、労働社会保障行政部門より期限を設けて改善命令を下す;期限を過ぎても改善がみられない場合、《遼寧省労働契約規定》(省政府令第166号發布)に基づき、労働契約未締結の人数に応じて一人につき500元の罰金を労務派遣先に対し科する。

(八)労働契約を締結した後、労務派遣先は規定通りに労働者本人に労働契約書を交付しない場合、労働社会保障行政部門は期限を設けて改善命令を下す;期限を過ぎても改善がみられない場合、《大連市労働契約規定》(市政府令第36号發布)に基づき、一人につき期限超過1日毎に40元の罰金を労務派遣先に対し科する。

(九)労務派遣先と使用先が規定に違反し、頭金、保証金及びその他費用を徴収した場合、《遼寧省労働契約規定》に基づき、労働社会保障行政部門は改善命令を下し、被徴収人数1人につき1000元の罰金を労務派遣先或いは使用先に対して科する。

四、法律に依拠した社会保険の加入

(十)労務派遣先と被派遣労働者は必ず使用先の所在地の関連規定により、法律に基づいて社会保険に加入し、社会保険料を納付する。

(十一)労災保険、医療保険は納付する費用と待遇対等の原則を堅持する。労務派遣先は農民労働者を募集する場合、労災保険と医療保険に加入すべきで、更に規定に従い就業開始前に速やかに費用を納付する。

(十二)被派遣労働者個人が納付すべき社会保険料は労務派遣先が法律に基づき、給料から天引きし代理納付する。

(十三)使用先は社会保険関連規定と労務協議の約定に基づき、社会保険費用を労務派遣先に支払い、労務派遣先が法律に基づいて社会保険料を納付する。

(十四)労務派遣先は規定通りに社会保険登録をしない、或いは法律に基づく申告及び社会保険料納付を行わない場合、国务院の《社会保険費徴収暫定条例》に基づき、労働社会保障行政部門が期限を設けて改善命令を下す;期限を過ぎても改善がみられない場合、未納金を補充する以外に、未納日から一日2%の滞納金を科する。事情が悪質な場

合、直接責任を負った主管者及びその他直接の責任者に罰金を科する。

五、法律に依拠した労働者への賃金支給

(十五) 労務派遣先は必ず貨幣形式で期日通り満額を被派遣労働者に支給しなければならない。給料の標準は大連市最低賃金基準より低くはならず、かつ使用先の同じ職場の従業員の賃金基準より低くはならない。

(十六) 労務派遣先は使用先が労務派遣協議により被派遣労働者に支給した労働報酬をピンはねしてはならない。使用先は必ず規定に基づき残業手当を支給し、職場と関連の福利待遇を提供しなければならない。

(十七) 賃金支給規定に違反して、ピンはねや理由なく遅滞して支給する労務派遣先或いは使用先に対し、労働社会保障行政部門は期限を設けて被派遣労働者の労働報酬及び経済補償金を支払う命令を下す。

六、法律に依拠した雇用行為の規範

(十八) 労務派遣先が派遣して使用先が受け入れる労働者は、必ず労務派遣先が法律に基づいて労働契約を締結した労働者でなければならない。

(十九) 使用先は被派遣労働者を受け入れる際に、労務派遣先と労働者が締結した労働契約書を検査し、一部保存する。

(二十) 使用先は、労務派遣先と労働契約を締結していない労働者を受け入れる場合、或いは労務派遣先から労働者の派遣を受け入れるものの労務派遣先と労務協議を締結していない場合、使用先と被派遣労働者の間に労働関係が存在することとみなし、使用先は相応の義務と法律の責任を引き受けなければならない。

(二十一) 使用先は必ず労務派遣協議の約定した職場に被派遣労働者を配置し、生産労働に従事させなければならない。被派遣労働者を他の職場に譲渡派遣してはならない。

(二十二) 使用先は被派遣労働者を差別してはならない。同じ職場の職員より厳しい労働基準で評価してはならない。

七、法律に依拠した被派遣労働者の職業安全衛生権益の保障

(二十三) 労務派遣先と使用先は必ず被派遣労働者に安全生産及び労働保護の教育訓練を強化しなければならない。被派遣労働者の安全生産意識と自己保護能力を強め、適時要求に合った労働防護用品を支給する。

(二十四) 労務派遣先と使用先は必ず特種作業に従事する労働者に安全生産技術理論と実際操作訓練を施さなくてはならず、審査合格後、《中華人民共和国特種作業人員操作証》を所持し職場につくことができる。非炭鉱山、危険化学製品、花火爆竹、建築、海洋漁業、大型装備製造（修理と造船、大型起重装備及び大型鋼骨構造件生産加工）等危険が高い業界及び危険な職場で働く農民労働者に対し、必ず安全生産知識訓練を施さなければならない。審査後《大連市農民労働者安全生産訓練合格証明書》を所持し職場について就業することができる。職業病を多く出す業界と職業の危害が発生する可能性のあ

る職場に従事する労働者に対し定期的に健康診断を行い、その費用については労務派遣先と使用先が労務派遣協議の中で明確にする。

（二十五）《中華人民共和国安全生産法》等関連規定に違反して、業務により死傷事故が発生した場合、法律に基づいて厳粛に処理する。

（二十六）被派遣労働者に労働災害事故が発生した場合、使用先は労務派遣先と協力して関連規定によって速やかに労働災害申告認定をし、労務派遣協議で約定した費用及びその他関連義務を引き受ける。

八、法律に依拠した納税

（二十七）労務派遣先は被派遣労働者個人所得税の徴収義務人であり、“賃金、賃金所得”項目で個人所得税を控除する。

（二十八）労務派遣活動を精算し領収書を発行する際には、必ず《遼寧省大連市服務業統一發票》を使用しなければならない。他のいかなる領収書も使用してはならない。労務派遣先は使用先に労働者を派遣しない場合、使用先に労務関連の領収書を発行してはならない。

（二十九）労務派遣先は使用先の委託を受けて、労働力を手配する場合、その使用先が労働者に支給すべき賃金と労働者が納める社会保険料（基本養老保険、基本医療保険、失業保険、労働災害保険と出産保険を含む、以下同じ）及び住宅公共積立金を統一して労務派遣先に手渡して代理納付するか、取扱う場合、労務派遣先は使用先から受取った全ての代金から代理徴収して、労働者に支給すべき賃金及び労働者が納める社会保険料及び住宅公共積立金を控除した後の残高が応税収入である。しかし上述のすべての各条項費用は必ず実際に発生したものでなければならず、また領収書を必ず発行しなければならない。一律に残高で税を納付してはならない。労務派遣先が計算する従業員福利費等税引き前の項目は税法規定によって実行すべきである。

（三十）労務派遣先は必ず被派遣労働者毎に独立した銀行口座を開設しなければならない。被派遣労働者に支給する貨幣性報酬は必ず振込方式で支払わなければならない。

（三十一）使用先は税引き前労務派遣費用を審査の参考に備えられるよう実行する、つまり主管者税務機関に申告する際に自ら計算して控除し、日常の管理の中で必ず以下の資料を全て取り揃え、税務機関の検査、事実の確認に備えなければならない：

1. 労務派遣先が使用先と本規定第2条の要求によって締結した労務派遣協議；
2. 被派遣労働者名簿（必ず被派遣労働者の身分証番号、職種、職場を明記のこと）；
3. 被派遣労働者に支給する報酬の銀行送金の証憑或いは送金証憑のコピー。

（三十二）各地税務機関は労務派遣費用の税引き前の監督管理を強化すべきで、企業が故意に虚偽を労して労務派遣費用の税引き前の金額を詐取した場合、税務機関は是正を勧告するほか、《中華人民共和国税収徴収管理法》等関連規定によって、処罰を科する。

[更新日時： 2007年7月13日]